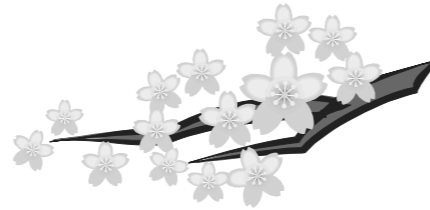


町からのお知らせ



興部消防団からのお知らせ

令和8年度興部消防団連合消防演習を下記のとおり実施します。

◎日時 5月24日(日曜日) 9:00~

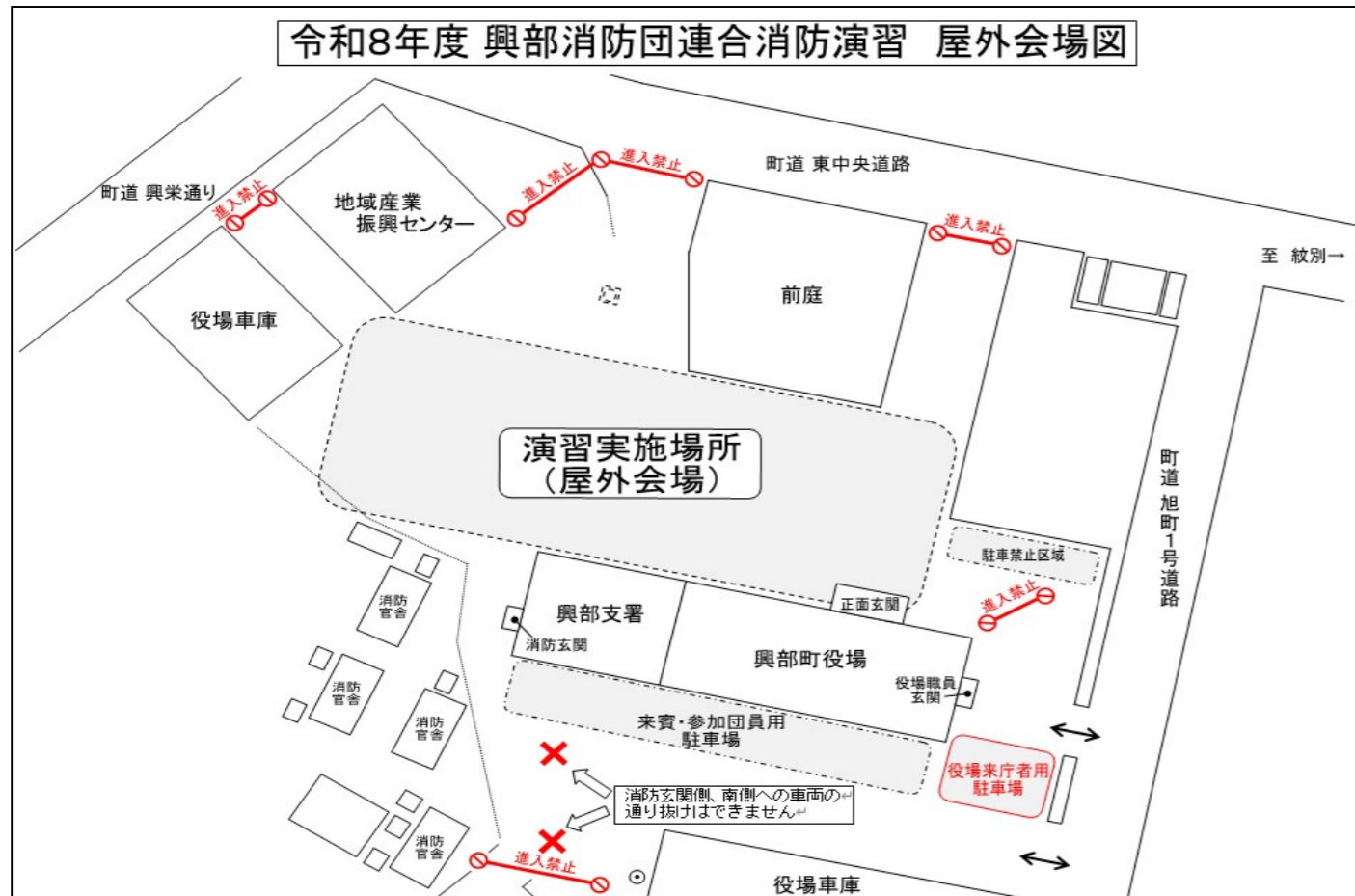
- 場所
- ・屋外会場 消防署興部支署前
(雨天時 興部町農業者トレーニングセンター)
 - ・模擬火災訓練 興部町中央公民館付近(別図参照)
 - ・分列行進 興部消防会館 ~ 賀寿当前
 - ・屋内会場 興部町中央公民館

○下記の時間にサイレンを吹鳴いたします

- ・消防団員招集サイレン 8:15(興部地区)
8:00(沙留地区・宇津地区)
- ・模擬火災訓練サイレン 10:00前後(興部地区)

※本年度は、屋外会場が消防署興部支署前(昨年までは幸町・ジョイパーク)となるため、下図のとおり会場内への一般車両の進入、通り抜けを一部制限・禁止とさせていただきます。

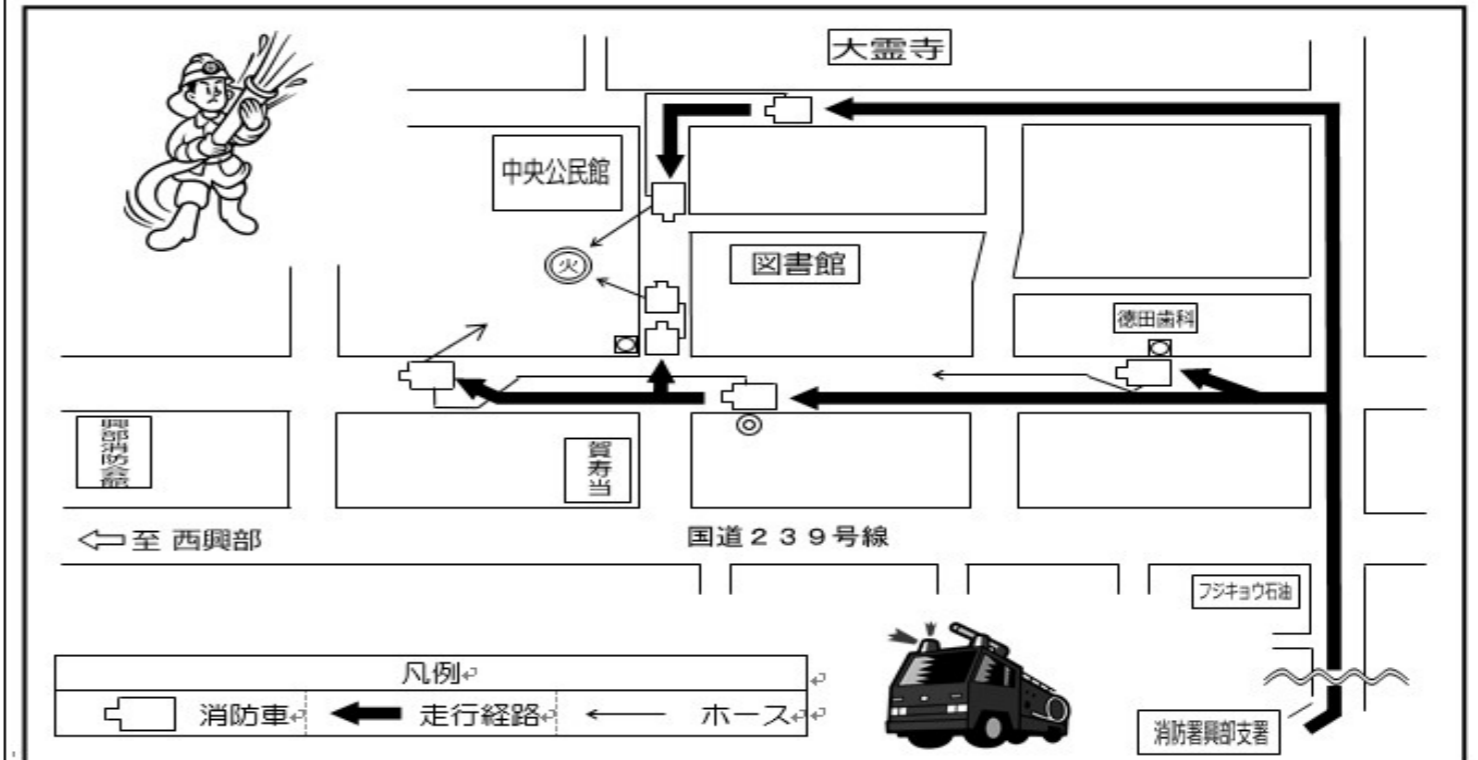
なお、会場へお車で来庁される方は、下図の赤枠で示した場所に駐車願います。
(会場周辺の路上や民間敷地内への駐車はご遠慮ください)



模擬火災訓練時には消防車がサイレンを吹鳴して興部市街を走行し、興部町中央公民館付近で放水を行います。

興部消防団でも十分に気をつけて訓練を行いますが、付近住民の方々におかれましても、洗濯物や子どもの道路への飛び出し等に気をつけてください。

また、模擬火災訓練時は、訓練の妨げとなりますので、周辺での駐車はご遠慮ください。



■お問合せ 紋別地区消防組合 興部消防団・消防署興部支署 TEL82-2136

「特設人権相談所」の開設のお知らせ

全国人権擁護委員連合会では、6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、この日を中心として啓発活動等に取り組んでおります。

本年も下記のとおり「特設人権相談所」を開設します。いじめ・体罰、家庭問題、土地・建物の賃借、近隣のいざこざなど、身近な法律問題や人権問題など、なんでも結構です。

相談は無料で 相談内容の秘密は固く守られますので、お気軽にご相談ください。

◎とき 6月1日(月曜日) 13:00~15:00
(予約制ではありませんので、直接お越しください。)

○ところ 興部町中央公民館 託児室

「わたしたちの街の人権擁護委員です」

氏名	住所
日下 理恵	沙留北浜町
渡辺 慈晴	旭町
半田 信	沙留港町

■お問合せ 旭川地方法務局 紋別支局 TEL0158-23-2521
住民課 戸籍年金係 TEL82-2164

健康推進係からのお知らせ

◎広域紋別病院精神科巡回診療について

広域紋別病院では、精神科医師による巡回診療を実施しています。

○対象 心の健康に関してお困りで医療機関への通院が困難な方

○診療日時 6月3日(水曜日) 14:00~

○場所 きらり 診察室

○予約受付 月曜日~金曜日 9:00~17:00 (診療日の前週金曜日までに予約)

○持ち物

保険診療となりますので、マイナンバーカードまたは資格確認証を必ずご持参ください。

広域紋別病院の診察券や自立支援医療の受給者証、その他の公費負担受給者票をお持ちの方は併せてご持参ください。

○支払方法

診療費は後日ご自宅に送付する納入通知書にて金融機関または広域紋別病院会計窓口でお支払いください。



■予約・お問合せ 広域紋別病院 TEL0158-28-6610

こども家庭センターからのお知らせ

◎『令和8年度北海道子育て支援員研修』受講者募集のご案内について

北海道では、保育や子育て支援の仕事に関心を持ち、地域において保育や子育て支援分野の補助的な業務に従事することを希望する方を対象として、必要な知識や技能等を修得した「子育て支援員」を養成するための全国共通の研修を実施しています。

研修は Web 研修(収録済み講義の動画視聴)を基本としており、PC・スマートフォン等でご自身の都合に合わせて受講できます。配信期間内であれば24時間いつでも視聴可能です(一部コースは集合研修あり)。

【研修概要】

- ・対象者：子育て支援に関心のある18歳以上の方
- ・前期申込期間：5月7日(木曜日)~6月4日(木曜日)
- ・後期申込期間：8月3日(月曜日)~8月31日(月曜日)
- ・受講料：無料 ※テキスト代として1,000円必要です。
- ・申込方法：北海道 HP 子育て支援員研修のページより直接お申込みください。北海道 HP



コース名		概要	定員
地域保育 コース ※集合研修有	地域型保育	主に0~2歳児を少人数で保育するための保育従事者、家庭的保育補助者のためのコース	400
	一時預かり事業	一時預かり事業の保育従事者のためのコース	100
	ファミリー・サポート・センター事業	ファミリー・サポート・センター事業に従事する者のためのコース	100
地域子育て 支援コース	利用者支援事業 (基本型)	子育てに関する相談支援・ソーシャルワーク業務を担う者のためのコース ※1年以上の実務経験が必要。事前学習(課題作成・提出)及び見学実習あり。	60
	利用者支援事業 (特定型)	保育資源に関する相談支援に特化した事業に従事する者のためのコース	100
放課後児童コース		放課後児童クラブの補助員向けのコース	130
社会的養護コース		乳児院、児童養護施設、児童家庭センター等の補助的職員向けのコース	100

◎興部町子育て支援員研修受講費用助成事業について

興部町では、本年10月に開園を予定している『興部町幼保連携型認定こども園』『子育て支援センター』『放課後児童クラブ』等、町内の子育て支援の現場で活躍する人材の確保や、「子育て支援員」としての第一歩を踏み出す事を後押しするため、子育て支援員研修受講費用助成事業を実施しています。

【事業概要】

《対象者》次のいずれかに該当する方

- ①興部町に住所があり、北海道が実施する子育て支援員研修を受講した方
- ②子育て支援員研修終了後、町内の子育て支援施設等に就職が決定若しくは予定している方

《助成内容》・自宅から最も近い研修地までの往復分の交通費及び、宿泊費(1泊を上限)
※町職員の旅費規程の範囲内での助成

・講習、講義に係る受講料及びテキスト代全額助成

《申請方法》子育て支援員研修終了後、申請書に終了証書等必要書類を添付し、終了証が手元に届き次第速やかに町に申請してください。

※申請書は、福祉保健総合センターきらり窓口での受取り又は、興部町 HP よりダウンロードが可能です。

《必要書類》・子育て支援員研修終了証書(写し) ・振込先口座のわかるもの

・対象者のみ：宿泊先の領収書、出席証明書等

《その他》・受講にあたりインターネット通信環境が整わない等、ご自宅での受講が難しい場合はきらりでの受講も可能です。※日程要相談

・申込や受講方法等、不明な場合は下記までご相談ください。



興部町 HP

■お問合せ 福祉保健課 こども家庭センター こども子育て支援係 TEL82-4180

犬・猫等のペットの飼育管理の徹底について

最近、犬や猫に関する苦情が多く寄せられています。一部の無責任な飼い主によって、ペットを飼っている人全員が悪くみられてしまいます。「自分のペットは大丈夫」と思っている飼い主の方も、もう一度、飼い方のマナーについて考えてみてください。

特に、ペットの放し飼いは苦情やトラブル、事故等の原因となります。犬に噛まれる事故のほとんどは飼い犬によるものとなっております。「もしも」のことを考え、飼い主の皆様の責任においてきちんとした管理で飼われますようご注意ください。

🐾 放し飼いはしない！

人に嫌がられるだけでなく、よその敷地を糞尿等で荒らしたり、交通事故にあったり、野良犬・野良猫を増やす原因にもなります。昼夜を問わず、放し飼いはしないでください。

🐾 鳴き声に注意！

無駄吠えは、近所の人にとって大変迷惑です。番犬として吠えることも大切ですが、鳴き声が近所迷惑にならないようにすることも大切です。無駄吠えをしないよう、しっかりとしつけを行ってください。犬の無駄吠えには、散歩を毎日行うなど犬にストレスを溜めないようにすることも大切です。

🐾 トイレは散歩の前に！

飼い犬・飼い猫の散歩の際は、必ずごみ袋や水を入れたペットボトルを持ち、糞を持ち帰ることや尿に水をかけるだけでなく、一歩進んで「散歩をトイレタイムにさせない」ことを心掛けてください。散歩前にトイレを済ませれば、周囲に迷惑をかけることなく安心した散歩をすることができます。

🐾 リードをしっかりとつける！

普段おとなしい飼い犬・飼い猫でも驚いて誰かにかみついたり、逃げ出してしまうことや、子どもや高齢者が興奮したペットに驚き転んでしまい、けがをしてしまうこともあります。そのようなことの無いよう、しっかりとリードをつけて安全な散歩を行いましょう。

🐾 飼い犬・飼い猫の所在をはっきりと！

首輪に電話番号や氏名を記入し、犬は鑑札と予防注射済票をつけましょう。猫にも首輪や名札をつけ、身元表示をするようにすると、迷子になっても飼い主に連絡が取れ、戻ってくる可能性が高くなります。

🐾 野生動物にはエサを与えない！

野良犬・野良猫でも、毎日のようにエサを与え続けた人は当然、周囲から飼い主として見なされますので、事故などが起きた場合はその責任を問われることがあります。また、直接エサやりをしないということだけでなく、キャンプやバーベキューなどで出たごみの片付けなどもしっかりと行いましょう。

飼い主がマナーを守って正しく飼うことで、近所の方やペットを飼っていない方とも気持ちよく付き合うことができます。一人ひとりがマナーを守って、人もペットも住みよい興部町にしていくため、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。（住民課 住民活動・環境係）

特殊詐欺電話対策装置を無料で貸し出します

町では、高齢者の方を、振込め詐欺・悪質な電話勧誘等から守るため、自動で警告メッセージを流し、通話内容を録音する装置を無料で貸し出しいたします。

この録音装置については、平成26年から防犯用電話自動応答録音装置を購入する方に対し補助金を交付する事業として行っておりますが、今現在も電話による特殊詐欺は、全国的にさらに巧妙な手口により被害が拡大しております。

町としては、さらなる被害の防止を図るため、65歳以上の方で希望する方に録音装置を町が無償貸与をします。



◎ 貸与対象要件等 について

- 対象要件：①興部町在住の高齢者世帯 ②65歳以上のみの世帯 ③日中の在宅者が65歳以上の者のみとなる常態の世帯
- 貸出申請：所定の申込書により申請（役場住民課窓口もしくはQRコード）
- 貸出期間：設置した日から対象等でなくなったとき（返却の申出がない限り1年ごとに自動更新。）
- 貸出台数：1世帯1台
- 貸出負担：無料（ただし、紛失や破損等による費用は負担ください。）
- 録音装置の設置：個人での設置はできませんが、役場職員による設置の確認が必要となります。
- 録音装置の返却等：①虚偽または不正の手段で貸与を受けたとき。 ②対象者でなくなったとき。 ③設置が不用になったとき。 ④故意または過失により紛失したとき。 など

※返却等内容

- ①～③で返却する場合は、自らの責任において録音した通話のデータを消去し返却。
- ④の故意等によるものについては、録音装置を賠償もしくは、同等の録音装置をもって返却。
- ホームページ/QRコード
詳細は興部町ホームページで確認
<http://www.town.okoppe.lg.jp/cms/>



■お問合せ 住民課 住民活動・環境係 TEL82-2164

※特殊詐欺被害に関するお問合せ 紋別警察署興部警察庁舎 TEL82-2110

児童手当「現況届」の提出について

現況届は、児童手当を受給している方が、引き続き児童手当を受け取る資格を満たしているかどうかを令和8年6月1日現在で確認するためのものです。

2022年（令和4年）度から児童手当制度の一部変更に伴い、現況届は一部の方を除き提出不要になりましたが、「現況届（児童手当更新手続きのお知らせ）」が届いた方は、現況届の提出が必要です。

●提出必要な対象者

- ・児童と住民票上別居されている方
- ・離婚協議中で配偶者と別居されている方
- ・配偶者からの暴力等により住民票の所在地が興部町と異なる方
- ・支給要件児童の戸籍や住民票がない方
- ・法人である未成年後見人
- ・施設等の受給者の方
- ・その他提出の案内があった方

※現況届の提出がないと、令和8年6月分以降（令和8年8月支払い分から）の児童手当を受給できなくなりますので、必ず提出をお願いします。

※現況届が不要な方で、上記に該当する方も現況届の提出が必要なため、お問合せ先までご連絡ください。

●受付期間および場所 6月1日（月曜日）～6月30日（火曜日）まで

- ・福祉保健総合センター「きらり」 福祉保健課 子ども家庭センター
- ・沙留公民館

■お問合せ 福祉保健課 子ども家庭センター 子ども子育て支援係 Tel82-4180

ひまわり基金法律事務所無料法律相談（事前予約制）のお知らせ

紋別市に開設されております「ひまわり基金法律事務所」では、興部町において毎月1回の無料法律相談を実施しています。

もし身近に法律に関する問題がありましたら、この機会に相談してみたいはいかがでしょうか。是非お気軽にお申し込みください。

◎日 時 6月2日（火曜日） 10:00～12:00（一人30分程度を予定）

○場 所 福祉保健総合センター「きらり」

○相談内容 法律相談全般

（例 多重債務・離婚・交通事故・相隣関係・借地借家・相続・刑事事件・犯罪被害者他）

○事前予約 相談には『事前予約』が必要となります。（前日の17:00までに連絡）
予約状況によっては予約の受付ができない場合があります。

○相談担当 紋別ひまわり基金法律事務所 弁護士 久住 和輝

■電話予約 紋別ひまわり基金法律事務所 Tel0158-26-2277

興部町地域クラブ 指導者募集のお知らせ

興部町では、中学校部活動の地域展開に伴い、地域クラブを設立し休日にクラブ活動に従事できる指導者を募集します。専門的な技術や経験をお持ちの方はもちろん、「指導に興味はあるけれど、自分にできるか不安・・・」「子どもたちの成長を支えたい」など、そんな方も、まずはお話だけでも大丈夫です。活動内容や関わり方について、ご説明いたします。関心のある方は、お気軽にお問合せください。

●対 象

興部中学校部活動の休日活動

野球部、バドミントン部、バレーボール部、吹奏楽部

●活動内容

部活動時の安全管理・見守りおよび可能な限りでの技術指導

●活動日時・場所

- ・土日（いずれかの1日）および祝日
（活動日数については、できる範囲内での活動でかまいません。）
- ・町内の学校施設および社会教育施設

●応募条件

- ・興部町または近隣に在住の方
- ・当該分野に関心または経験を有する方

●報酬（謝金）

活動時間に応じて支給します。

●応募締切

9月30日（水曜日）

●応募方法

所定の応募用紙に必要事項を記入の上、下記問い合わせ先へ提出してください。

申込書は興部町ホームページよりダウンロード可能です。

■お問合せ 興部町教育委員会 社会教育課 体育振興係 Tel82-2552

